
監査だより Vol.29

岩手県監査委員事務局 平成27年10月発行

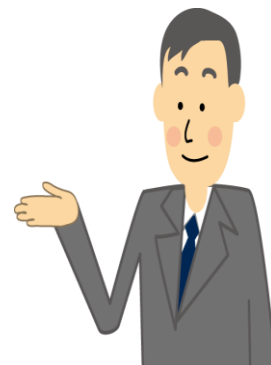
☆ **ご紹介いたします** ☆

新しい監査委員をお迎えしました！！

平成27年9月10日付けで、議会選出の柳村岩見委員と喜多正敏委員が退任されました。

これに伴い、平成27年9月24日から新たに高橋元委員と嵯峨亮朗委員をお迎えしております。

引き続き、よろしくお願いいたします。



☆ **最近の監査事例から** ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもはどうでしょうか？

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

支出科目は適切ですか？

支出命令の不適当(指摘又は注意)



廃棄物の収集運搬及び処分業務を一括して契約している場合の支出科目は、「委託料」が適切ですが、「役務費」で支出している事例がありました。

運搬業務のみであれば役務費で処理しても問題ありませんが、処分業務も併せて行う場合には委託費で執行しなければなりません。もちろん、業務名で判断するのではなく、業務の実態によって判断する必要がありますので注意してください。

また、法人に対して講師派遣依頼をしている場合の支出科目は、「役務費」が適切ですが、「報償費」で支出している事例がありました。

法人の業務として依頼したものは、法人から提供された役務に対する手数料として「役務費」で執行しなければなりませんので注意してください。(個人の場合は、「役務費」であっても所得税法上の源泉徴収の必要性を判断することとなります。)

毒物・劇物の管理は適切ですか？

物品の取得、管理又は処分の不適當(指摘又は注意)



毒物・劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫量の管理を行っていない例がありました。

毒物・劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において「業務上取扱者」とされており、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示を行うことなど、各種の義務が課されています。

毒物劇物は、その取り扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼす恐れがあるばかりでなく、犯罪・事件に繋がる可能性も高いことから、細心の注意を払って管理することが必要ですので、特に注意してください。

例えば、・保管庫は頑丈な構造(ガラス張り以外)で施設

- ・管理簿は使用の都度使用量・残量を記載、定期的残量確認(本数ではなく、正確な重さで管理)
- ・貯蔵庫、容器又は被包への表示(「毒物・劇物」の適正表示)
- ・化学(理科)準備室以外に保管している農薬・除草剤の中の劇物の存在に注意

☆ 平成27年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数が、前年度に比べ8件減少。支出事務が増加傾向、財産事務及び契約事務が減少傾向。

〈結果〉

平成27年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成26年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が18件減少、注意が10件増加しています。

指摘区分別	平成27年度(上期)			平成26年度(上期)			対前年度比			摘要 (H27の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	—	—	—	—	1	1	—	△1	△1	
収入事務	9	8	17	11	7	18	△2	1	△1	調定の遅れ→9 調定の金額誤り→2 収入証紙報告誤り→2
支出事務	17	27	44	14	18	32	3	9	12	支払の遅れ→19 支出金額の誤り→4 諸手当等の額の誤り→11
契約事務	3	9	12	10	7	17	△7	2	△5	設計額の積算誤り→3
工事の執行	—	1	1	1	—	1	△1	1	0	現場管理の不十分
補助金事務	1	3	4	1	4	5	0	△1	△1	完了確認の不十分・遅れ→3
財産管理	3	14	17	11	18	29	△8	△4	△12	備品管理一覧表等の未整理 →12
行政事務の執行	1	2	3	7	3	10	△6	△1	△7	
合計	34	64	98	55	58	113	△21	6	△15	

注) 指摘事項は県公表を行っている不適當な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【 特 徴 】

- ・調定の遅れ、旅費や職員手当の支給額の誤り、支払の遅れなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、財産管理簿、備品管理一覧表、重要物品管理表及び毒物劇物管理簿等の未整理など財産管理が不十分なものが依然として多く見られました。
- ・なお、前年度に指摘・注意した事項が改善されていなかったもの、指摘等の件数が多い所属などもありました。

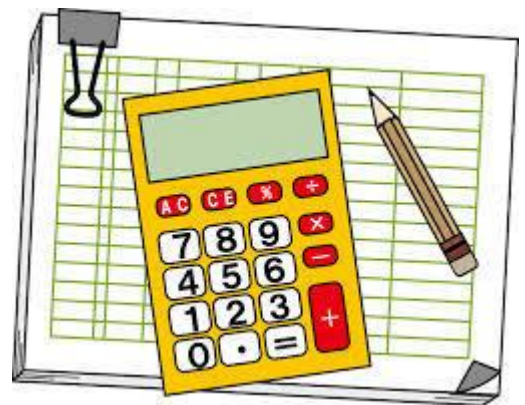
☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成26年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 704 億円余 (6.1%) の減少、歳出も 754 億円余 (7.1%) の減少となった。歳入は、災害廃棄物緊急処理支援事業等の諸収入、臨時財政対策債等の県債、災害復旧費等の国庫支出金の減などにより減少した。歳出は、災害廃棄物処理関連事業等の衛生費、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の災害復旧費の減などにより減少した。
- ② 歳入歳出差引額は 1,046 億 37 万 7 千円で、実質収支額は 261 億 7,164 万 9 千円の黒字となった。



【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	1,087,577,943 千円	1,158,023,855 千円	△70,445,912 千円	△6.1%
歳出決算額 (b)	982,977,565 千円	1,058,413,821 千円	△75,436,256 千円	△7.1%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	104,600,378 千円	99,610,034 千円	4,990,344 千円	5.0%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	78,428,728 千円	73,449,742 千円	4,978,986 千円	6.8%
実質収支額 (c) - (d)	26,171,650 千円	26,160,292 千円	11,358 千円	0.0%

(2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 161 億円余 (6.3%) の増加、歳出も 188 億円余 (7.6%) の増加となった。
- ② 歳入歳出差引額は 62 億 6,411 万 2 千円で、実質収支額は 42 億 8,623 万円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	273,187,551 千円	257,008,259 千円	16,179,292 千円	6.3%
歳出決算額 (b)	266,923,439 千円	248,081,676 千円	18,841,763 千円	7.6%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	6,264,112 千円	8,926,583 千円	△2,662,470 千円	△29.8%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	1,977,882 千円	4,709,514 千円	△2,731,632 千円	△58.0%
実質収支額 (c) - (d)	4,286,230 千円	4,217,069 千円	69,162 千円	1.6%

(3) 総括的意見

- ① 県民が実感できる本格復興を加速化するため、人材の確保など**体制面を強化**し、早期復興を進める**財源の確保**に一層努められたい。
- ② 今後、大震災津波からの**一日も早い復興**はもとより、**新たな重要課題**に迅速かつ的確に対応するため、**限られた財源を重点的かつ効率的に活用**されたい。併せて、**経済性、有効性の観点**に十分に留意のうえ、**適時適切な行財政運営等**に努められたい。
- ③ **中長期的には**、環境の変化も踏まえた公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減、実質公債費比率の改善を図るなど、**健全かつ計画的な財政運営**のもと「希望郷いわて」実現のための**施策が積極的に展開**されるよう強く望む。

(4) 個別的意見

① 留意改善を要する事項について

指摘件数は72件で、前年度に比べて4件増加していることから、再発防止策を徹底し適正な事務の執行に努められたい。

② 内部管理体制について

指摘事項の中には、内部管理体制に要因があるものが多く見受けられたほか、補助金事務や委託契約の執行に県民から厳しい視線が向けられていることから、管理監督者のリーダーシップのもと、進行管理や確認を十分に行うとともに、再発防止策を組織的に講ずるなど取組の強化に努められたい。

県においては、専門部署創設のほか、本年度からは内部考査の実施等組織的チェック体制の強化を図っていることから、内部牽制機能を高めるよう、強く期待する。

③ 収入未済等について

県税等では減少傾向が見られるなど一定の成果は認められるものの、県境産廃関係を含む収入未済額全体では今なお多額な状況にあり、公債費負担適正化計画の歳入確保に向けた取組の一つとされていることから、一層の縮減を図られたい。

なお、事案によっては債権保全策の強化、定期的な状況の把握等に努められたい。

④ 財産管理について

指摘事項では、財産または物品と関係帳票との不一致などが多い傾向にあることから、定期的な現況把握、照合等を徹底し、適正な管理に努められたい。併せて、遊休財産の利活用又は処分についても積極的に推進されたい。

県においては、財産管理に関する研修を強化しており、今後、その成果に期待する。

⑤ 契約事務について

復興事業に係る工事等がピークを迎える中、技術者等・資機材の不足や価格高騰等に起因する入札不調が全県的に発生していることから、今後とも国及び業界団体等関係機関との連携を強め、施工確保対策に一層努められたい。

⑥ 職員の資質向上について

指摘事項では、一部に財務関係法規等の理解不足などによる会計事務の遅れや誤りが見受けられたことから、専門的知識と経験を有する職員を育成し、実務を通じた指導や助言ができる職場環境を整備することなどにより、職員全体の一層の資質向上に努められたい。

《事務局長から》



監査委員は、平成26年度歳入歳出決算に係る審査意見書において、内部管理体制の強化、収入未済金の縮減、財産管理の適正化などを知事に対して意見として述べています。

昨年度と概ね同様の意見となっていますが、このことは「改善されていない」という意味合いも持っています。

これから、この監査委員の意見書も踏まえた審議が決算特別委員会で行われますが、こうした状況に対して厳しい見方がされることも想定されます。

職員一人ひとりが日頃から注意を払って業務に取り組むことはもとより、各公所におかれては、あらためて、そうした職場環境の整備に注力をお願いします。

2 『平成26年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書

(1) 経営の状況



- ① 事業収益 1,002 億 4,544 万円余に対し、事業費用は 1,276 億 1,167 万円余で、純損失 273 億 6,622 万円余となり、累積欠損金は 437 億 7,038 万円余に増加した。
- ② 本業部分の経常損益では、11 億 6,814 万円余(対前年度 18 億 477 万円余減)の利益を計上し、平成 22 年度から5年連続の黒字となった。
- ③ 医業収益は、入院・外来患者数が減少したものの、診療報酬改定などにより患者1人1日当たりの収益が伸び、1 億 8,041 万円余増加した。医業外収益は一般会計繰入金等の減により 8 億 714 万円余減少した。
- ④ 医業費用は、給与費や薬品等の材料費が増加したことなどから 16 億 6,484 万円余増加した。医業外費用は 4 億 8,679 万円余減少した。

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	100,245,448 千円	100,898,752 千円	△653,304 千円	△0.6%
事業費用 (b)	127,611,670 千円	98,123,348 千円	29,488,322 千円	30.1%
純利益 (c) = (a) - (b)	△27,366,222 千円	2,775,404 千円	△30,141,626 千円	△1,086.0%
前年度繰越欠損金 (d)	16,404,166 千円	19,179,570 千円	△2,775,404 千円	△14.5%
当年度未処理欠損金(e) = (c) + (d)	43,770,388 千円	16,404,166 千円	27,366,222 千円	166.8%

利用患者数の状況

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減
入院患者数	1,306,736 人	1,324,662 人	△17,926 人
外来患者数	2,026,398	2,044,098	△17,700
計	3,333,134	3,368,760	△35,626

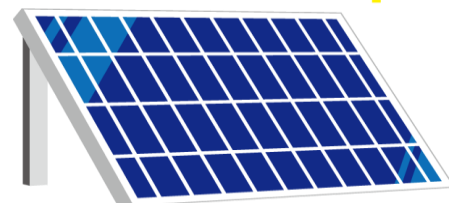
(2) 審査意見

- ① 経常損益において5年連続で利益を計上するなど経営努力が認められる。

一方、新会計基準に対応するため退職給付引当金の一括計上や旧病院等に係る減損など 286 億 4,667 万円余を特別損失とし、累積欠損金が 437 億 7,038 万円余に増加したことから、今後の事業運営に当っては、引き続き経常利益の確保に努めるとともに、段階的な累積欠損金の縮減という点からも「岩手県立病院等の経営計画」に掲げる安定した経営基盤の確立に向けた取組をなお一層積極的に推進されたい。

- ② 医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。特に、被災沿岸3病院については、早期の開院に向け、着実な取組を望むものである。

3 『平成26年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書



(1) 経営の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 51 億 3,012 万円余に対し、事業費用は 43 億 736 万円余で、純利益 8 億 2,275 万円余(対前年度 4 億 5,039 万円余増)となった。
- ② 事業収益は、卸供給料金単価の引上げ改定や新規発電所(胆沢第三、相去太陽光)の運転開始などにより大幅に増加した。一方、事業費用も修繕費の増などで増加したが、費用の増加を収益の増加が上回り純利益が増加した。

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	5,130,124 千円	4,334,338 千円	795,786 千円	18.4%
事業費用 (b)	4,307,364 千円	3,961,972 千円	345,392 千円	8.7%
純利益 (c) = (a) - (b)	822,760 千円	372,366 千円	450,394 千円	121.0%
当年度未処分利益剰余金 (d)	1,778,655 千円	379,206 千円	1,399,449 千円	369.0%

(2) 審査意見

- ① 当事業は安定した経常利益を確保しているが、施設の老朽化対策など中長期的な課題も抱えていることから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に沿って、老朽化施設の更新・改良・修繕を計画的に実施し、電力の安定供給に努めるとともに、更なる経営の効率化に努められたい。
- ② 風力発電など再生可能エネルギーの開発に向けた計画については、採算面も考慮のうえ検討を進められたい。また、クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなどその効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して積極的に取り組まれたい。
- ③ 新たな経営計画の策定に当たっては、小売全面自由化などの経営環境の大きな変化にも的確に対応できるよう、検討に万全を期されたい。

4 『平成26年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書



(1) 経営の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 8 億 9,123 万円余に対し、事業費用は 8 億 977 万円余で、純利益 8,146 万円余(対前年度 4,180 万円余減)となった。
- ② 事業収益は、契約水量の減などにより減少した。一方、事業費用は、修繕費などが減少したものの、新会計基準に対応し退職給付引当金を特別損失として計上したこと等により増加した。この結果、純利益が減少した。

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	891,239 千円	908,727 千円	△17,488 千円	△1.9%
事業費用 (b)	809,777 千円	785,455 千円	24,322 千円	3.1%
純利益 (c) = (a) - (b)	81,462 千円	123,272 千円	△41,810 千円	△33.9%
当年度未処分利益剰余金 (d)	110,258 千円	4,611 千円	105,647 千円	2,291.0%

(2) 審査意見

- ① 当年度は、契約水量が減少する中、当初の計画を上回る利益を確保するなど経営努力が認められる。
- ② 施設の老朽化対策の経費増大など、工業用水を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に努められたい。
- ③ 今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる「自立経営の実現」を図るため、契約水量の増加に取り組むとともに、工業用水の安定供給を通じて地域社会の発展に寄与することを期待する。

5 『平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

(1) 『平成26年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

審査に付された平成26年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 26 年度	(参 考)			
		平成 25 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	% 3. 7 5	% 5. 0 0
連結実質赤字比率	—	—	—	8. 7 5	1 5. 0 0
実 質 公 債 費 比 率	2 0. 4	1 9. 4	1. 0	2 5. 0	3 5. 0
将 来 負 担 比 率	2 3 6. 3	2 4 6. 2	△ 9. 9	4 0 0. 0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

② 連結実質赤字比率

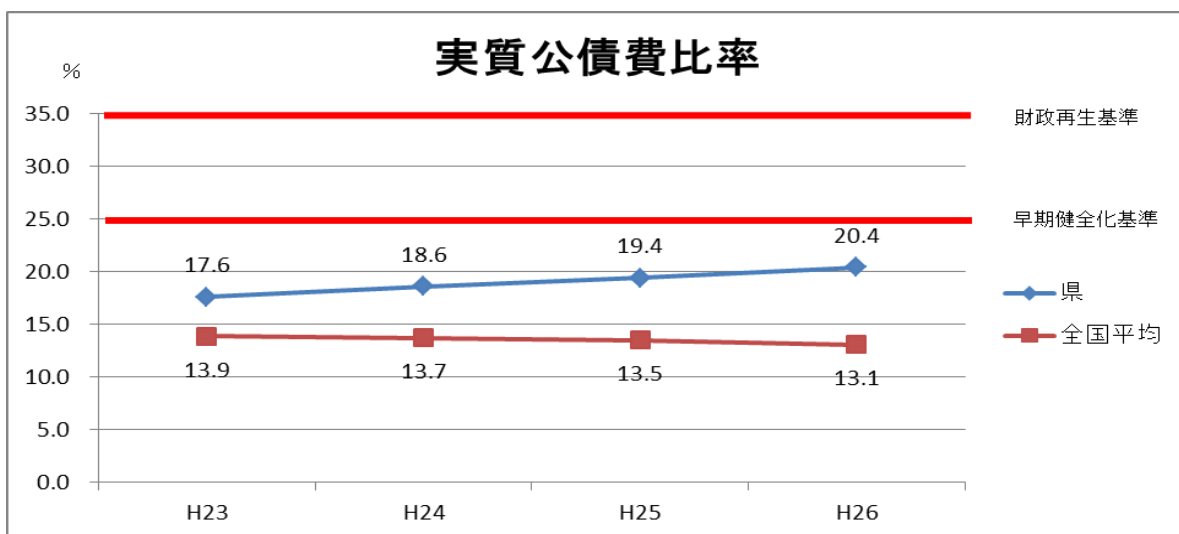
連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、20.4%で、前年度に比べ1.0ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を4.6ポイント下回っている。ただし、起債に当たり、総務大臣の許可が必要となる18%を超えている。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。



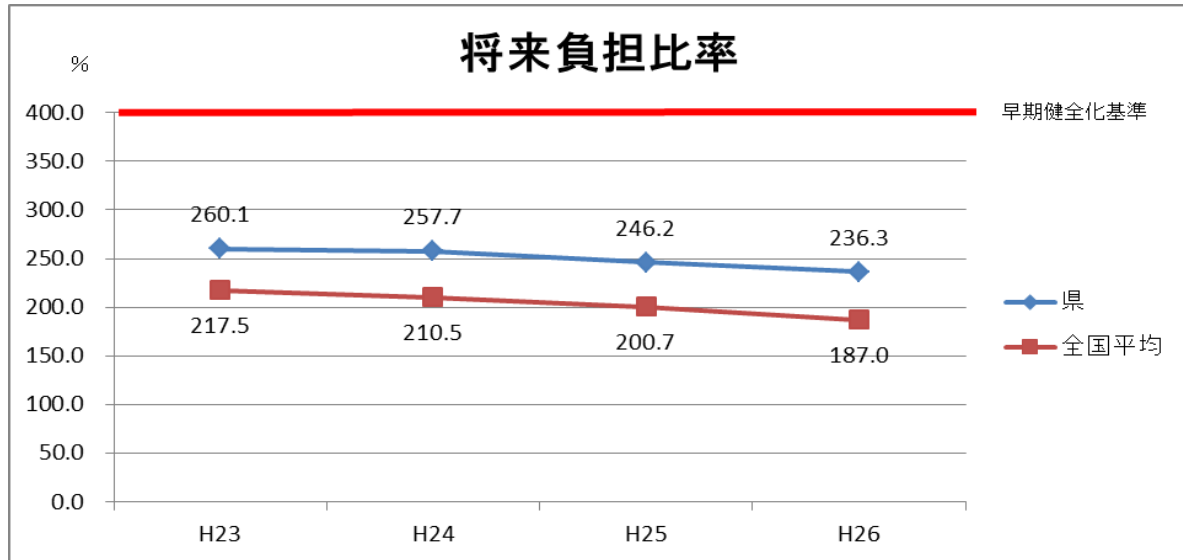
(H26 全国平均は速報値)

④ 将来負担比率

将来負担比率は、236.3%となっており、前年度に比べ9.9ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を163.7ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(H26 全国平均は速報値)

(2) 『平成 26 年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成 26 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成 26 年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成 25 年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポイント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	

☆ 出前説明会のご案内 ☆

出前説明会を開催します！！

監査において指摘事項があり、当該機関で改善がなされても、別の機関において同じような指摘事項が散見されます。

監査委員事務局では、不適正な事務処理の未然防止・再発防止の観点から、指摘事例や措置の内容等について、出前説明会を実施しています。

実施希望や詳細については、監査第二課(内線6255)までご連絡ください。

